定　　款

ハウス食品グループ本社株式会社

目　　次

第１章　総　　則…… 1
第２章　株　　式…… 2
第３章　株主総会…… 3
第４章　取締役及び取締役会…… 4
第５章　監査等委員会…… 6
第６章　計　　算…… 7
附　則 …… 8

第1章　総　　則

第 1 条（商号）

当会社はハウス食品グループ本社株式会社と称し、英文では House Foods Group Inc. と表示する。

第 2 条（目的）

当会社は次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

(1) 食品の製造加工並びに販売

(2) 香辛料、調味料、菓子、乳製品、飲料、食用油脂、食品添加物、医薬部外品の製造加工並びに販売

(3) 飼料、肥料の製造並びに販売

(4) 前各号に関する原材料の売買

(5) 食品及び食品素材の試験分析並びに調査研究に関する業務

(6) 飲食営業

(7) 食器、台所調理器具、室内装飾品、園芸植物、衣料品及び日用品雑貨の販売

(8) 料理及び暮しに関する書籍の出版並びに販売

(9) 損害保険代理業

(10) 生命保険の募集に関する業務

(11) 不動産の賃貸借、売買並びに管理

(12) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業並びに倉庫業

(13) 前各号の営業を行うものに対する投資

2. 当会社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

第 3 条（本店の所在地）

当会社は本店を東大阪市に置く。

第 4 条（機関）
当会社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第 5 条（公告方法）
当会社の公告方法は電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章　株　　式

第 6 条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は 3 億 9,150 万株とする。

第 7 条（単元株式数）
当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条（株式取扱規則）
当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 10 条（株主名簿管理人）
当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会において決定し、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章　株　主　総　会

第 11 条（基準日）

当会社は、毎年３月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 12 条（招集）

定時株主総会は、毎年４月１日から３ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。但し、社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

第 13 条（議長）

株主総会の議長は社長がこれに当る。但し、社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は法令及び定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当る多数をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

第 18 条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は８名以内とする。

第 19 条（選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会でこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 20 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって終了する。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって終了する。

3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

第 21 条（取締役会）

取締役は取締役会を組織し、会社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 22 条（招集）

取締役会は社長が招集する。但し、社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会を招集するには、会日より３日前までに各取締役にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 23 条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 24 条（議長）

取締役会の議長は社長がこれに当る。但し、社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

第 25 条（議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。

第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めあるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。

第 27 条（代表取締役等）

取締役会は取締役中より、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

2. 社長は会社を代表するものとし、必要に応じ取締役会は、その決議により代表取締役を選定することができる。

第 28 条（相談役及び顧問）

取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。

第 29 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第 30 条（取締役の責任限定契約）

当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間にその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第５章　監 査 等 委 員 会

第 31 条（監査等委員会）

監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する重要な事項を協議し、又は決定する。

2. 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 32 条（招集）

監査等委員会を招集するには、会日より３日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 33 条（議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名を行う。

第 34 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 35 条（常勤監査等委員）

監査等委員会はその決議により常勤監査等委員を選定することができる。

第６章　計　　算

第 36 条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

第 37 条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎年３月 31 日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月 30 日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 38 条（自己株式の取得）

当会社は会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

第 39 条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

（社外監査役との責任限定契約に関する経過措置）

第 75 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。